（様式４）

**介護保険法第７８条の２第４項及び第５項並びに第１１５条の１２**

**第２項及び第３項の各号の規定に該当しない旨の誓約書**

令和　　年　　月　　日

大 牟 田 市 長　様

所在地

応募事業者　　名　称　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者名

　応募事業者における役員の全員及び就任予定管理者が介護保険法第７８条の２第４項及び第５項並びに第１１５条の１２第２項及び第３項の各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

（参考）

|  |
| --- |
| 【介護保険法第７８条の２第４項】１　申請者が法人でないとき。２　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第７８条の４第１項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第４項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。３　申請者が、第７８条の４第２項又は第４項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。４　当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。５　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。５の２　申請者が、健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（以下この号、第７９条第２項第４号の２、第１１５条の１２第２項第５号の２及び第１１５条の２２第２項第４号の２において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第７９条第２項第４号の２、第１１５条の１２第２項第５号の２及び第１１５条の２２第２項第４号の２において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。６　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。６の２　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。６の３　申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。７　申請者が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７８条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第７８条の８の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。８　申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。９　申請者の役員等のうちに次のイからニまで又はヘ（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者の役員等にあっては、次のイからハまで、ホ又はヘ）のいずれかに該当する者があるとき。イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者ロ　第５号又は前号に該当する者ハ　この法律、船員保険法、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第７９条第２項第８号ハ、第８６条第２項第７号ハ、第１１５条の１２第２項第９号ハ及び第１１５条の２２第２項第８号ハにおいて「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第７９条第２項第８号ハ、第８６条第２項第７号ハ、第１１５条の１２第２項第９号ハ及び第１１５条の２２第２項第８号ハにおいて同じ。）を引き続き滞納している者ニ　第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものホ　第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものヘ　第７号に規定する期間内に第７８条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）又は第７８条の８の規定による指定の辞退をした法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前６０日以内にその役員等であった者で当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないもの【介護保険法第７８条の２第５項】１　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第７８条の１０第２号から第５号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。１の２　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第７８条の１０第２号から第５号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。１の３　申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第７８条の１０第２号から第５号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。２　申請者が、第７８条の１０第２号から第５号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７８条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第７８条の８の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。２の２　申請者が、第７８条の７第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第７８条の１０の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第７８条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第７８条の８の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。３　　申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。イ　第７８条の１０第２号から第５号までの規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものロ　第２号に規定する期間内に第７８条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）又は第７８条の８の規定による指定の辞退をした法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前６０日以内にその役員等であった者で当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないもの４　認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき第１項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第１１７条第２項第１号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この号において「日常生活圏域」という。）における当該地域密着型サービスの利用定員の総数が、同条第１項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域の当該地域密着型サービスの必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。【介護保険法第１１５条の１２第２項】１　申請者が法人でないとき。２　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第１１５条の１４第１項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第４項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。３　申請者が、第１１５条の１４第２項又は第４項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。４　当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。５　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。５の２　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第７９条第２項第４号の２、第１１５条の１２第２項第５号の２及び第１１５条の２２第２項第４号の２において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。６　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第１１５条の１９（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。６の２　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第１１５条の１９（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。６の３　申請者と密接な関係を有する者が、第１１５条の１９（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。７　申請者が、第１１５条の１９（第２号から第５号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第１１５条の１５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。８　申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。９　申請者の役員等のうちに次のイからニまで又はヘ（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者の役員等にあっては、次のイからハまで、ホ又はヘ）いずれかに該当する者があるとき。イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者ロ　第５号又は前号に該当する者ハ　保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第７９条第２項第４号の２、第１１５条の１２第２項第５号の２及び第１１５条の２２第２項第４号の２において同じ。）を引き続き滞納している者。ニ　第１１５条の１９（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものホ　第１１５条の１９（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものヘ　第７号に規定する期間内に第１１５条の１５第２項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前６０日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して５年を経過しないもの【介護保険法第１１５条の１２第３項】１　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第１１５条の１９第２号から第５号までの規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。１の２　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第１１５条の１９第２号から第５号までの規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。１の３　申請者と密接な関係を有する者が、第１１５条の１９第２号から第５号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。２　申請者が、第１１５条の１９第２号から第５号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第１１５条の１５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。２の２　申請者が、第１１５条の１７第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第１１５条の１９の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第１１５条の１５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。３　申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。イ　第１１５条の１９第２号から第５号までの規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものロ　第二号に規定する期間内に第１１５条の１５第２項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前６０日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して５年を経過しないもの４ |